

公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務 業務内容書

1 計画準備

本業務の調査内容や検討体制、調査の進め方等について検討し、業務計画書・人員配置計画・詳細作業工程を立案する。また、本業務に必要な各種資料の選定及び収集を行い、併せて他都市の事例（官民連携事業、公園協議会・まちづくり協議体等の先進事例、近隣他市町村の維持管理状況や費用、他都市の使用料等）を収集し、特徴や法的位置付け等を整理する。

2 対象施設の情報及び上位関連計画の整理

漫湖公園（以下「本公園」という。）及びその周辺地域の状況について調査し、特性や課題について整理する。また、関連計画からまちづくり及び公園行政に関わる内容を整理する。

3 マーケットサウンディング及び関係者ヒアリングの実施

本事業への参画が想定される事業者に対して、マーケットサウンディングを実施する。調査は、公園全体を包括的に管理運営できる可能性の高い事業者のほか、各分野（スポーツ分野・アウトドア分野・駐車場分野）それぞれに対して実施すること。

本公園の既存の管理運営団体、利用団体、地域関係者、周辺施設の運営団体、関係機関等に対して、ヒアリング調査を実施する。

4 本公園の管理運営に係る官民連携事業に関する検討

3の調査結果を踏まえて、使用料、占用料等を含め、市の財政支出抑制効果を高めるあらゆる可能性を検討し、調査地に最適な事業スキームを選定するため、民間活力導入が想定される事業範囲、事業手法、管理運営手法、事業期間等について比較検討を行い、整理する。

絞り込んだ事業スキームについて、市との役割分担及び公共負担額等を整理し、VFMを算定することで、定量的な評価を行う。また、事業者の公募・選定に向けた事業条件及び課題を整理し、モデルプラン及びロードマップを作成する。事業化に必要な手続きや各制度の内容について、わかりやすく整理する。

5 公園協議会の設置に関する検討

3の調査結果及び4の検討結果を踏まえて、実効性のある組織とするための公園協議会の役割、構成員、協議事項等に関して必要な事項を整理する。

公園の管理運営事業者が実現可能な関わり方を検討し、モデルプラン及びロードマップを作成する。

6 会議運営の支援

事業スキームを検討するにあたり、開催する予定の検討委員会（庁内組織、2回程度）へ出席し、会議資料及び議事録の作成を行うこと。なお、会議運営は事務局（公園管理課）にて行うが、必要に応じて補足説明を行うこと。

7 打合せ協議

打合せ協議は1回/月を想定しているが、必要と認められる場合は適宜行うものとする。